

○日高町ひとり親家庭児童激励金支給条例施行規則

昭和51年3月22日

規則第7号

改正 平成7年3月31日規則第1号

平成9年12月25日規則第4号

平成24年12月19日規則第13号

平成27年12月28日規則第21号

平成28年7月29日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、日高町ひとり親家庭児童激励金支給条例(昭和51年条例第17号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の認定申請)

第2条 条例第4条の規定により受給資格の認定を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、ひとり親家庭児童激励金受給資格認定申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 児童の戸籍謄本(町外に本籍を有する者に限る。)

(2) その他町長において必要と認める書類

(支給の範囲)

第3条 条例第3条の規定にかかわらず、支給要件の認定を受けようとする保護者の同居している民法(明治29年法律第89号)第877条第1項の扶養義務者の前年の所得に応じ支給を制限するものとし、所得制限限度額については、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)及び児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)の規定を準用する。

(認定及び通知)

第4条 前条の規定により申請のあったときは、町長は速やかに受給資格の適否を審査しなければならない。

2 町長は、前項の審査結果をひとり親家庭児童激励金受給資格／認定／却下／通知書(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

附 則

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(平成7年規則第1号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第21号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第11号)

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

ひとり親家庭児童激励金受給資格認定申請書

日高町長 様

ひとり親家庭児童激励金の受給資格を認定下さるよう申請します。

なお、申請にあたり、受給資格の確認のために、申請者及び同居している家族の所得状況等受給資格に関わる情報を日高町の保有する公簿により確認することに同意します。

申請者	氏名 ㊟		申請年月日 年 月 日			
	住 所					
	本籍地					
同居している家族の状況 該当児童には 氏名の前に○印	氏 名	申請者との続柄	生年月日	個人番号	勤務先又は職業 在 学 校 名 及 び 学 年	
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
父又は母を失った事由	死 亡		離 婚			
	父又は母の氏名		父又は母の氏名			
	死亡年月日 年 月 日		除籍年月日 年 月 日			
	死亡の原因	1 疾 病 2 事 故 3 その他	備 考			

様式第2号(第4条関係)

ひとり親家庭児童激励金受給資格認定通知書
却下

年 月 日

様

日高町長

次のとおりひとり親家庭児童激励金受給資格を決定したので通知します。

	認定番号 第 号
保護者名	
児 童 名	決 定 内 容
	認 定 ・ 却 下
	認 定 ・ 却 下
	認 定 ・ 却 下

却下した理由